

岸本町・溝口町合併協議会 第2回会議

日時 平成15年6月24日(火)

場所 香川県高松市 パークサイドホテル高松

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 新町名称小委員会会議報告について

4. 協議事項

(1) 岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針(まちづくり計画策定体制)の一部改正について

5. 提案事項

(1) 岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査について

6. 閉会

報告第1号

平成15年6月24日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

新町名称小委員会 委員長 野坂 明典

新町名称小委員会第1回から第3回会議までの審議状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

新町名称小委員会会議報告書

当委員会では、これまでに3回の会議を開催し、協議を行ってきたところです。その結果について、次のとおり報告します。

1. 協議の経過

(1) 第1回会議

開催日時 平成15年5月19日(月)午後1時30分～午後2時40分

開催場所 岸本町役場 第2委員会室

出席委員 野坂委員長、入江副委員長、南葉委員、小谷委員、池田委員、白石委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

新町の名称を必要とする基本的な考え方、留意事項、想定されるスケジュール及び先進地の事例を確認。

公募を行い、住民アンケートを行うことを確認。

理由：公募と住民アンケートが、最も住民意見を反映する方法であるという意見で一致した。

(2) 第2回会議

開催日時 平成15年5月30日(金)午後1時30分～午後3時22分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 野坂委員長、入江副委員長、南葉委員、小谷委員、池田委員、白石委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

協議事項

応募の方法は、専用応募用紙、郵便、ファクシミリ、Eメールによることを確認した。

理由：先進地の事例、想定される応募方法からも適当である。

応募用紙及び回収箱の設置場所は、2町の役場、2町の中央公民館、溝口町中央公民館、岸本町保健福祉センター等主要公共施設・民間施設にすることを確認した。
具体的な場所は、継続協議。

理由：応募しやすくするため、各所に応募箱を設置する必要があるものの、両町どちらにもあるような施設であることが望ましい。

募集期間は、6月中旬から7月末にすることを確認。

理由：早期に住民に新町をアピールし気運を盛り上げる必要があることと、今後のスケジュールから、この期間が適当である。

応募の際の記入項目は、新町の名称(ふりがな)、名称の理由・意味、応募者の氏名(ふりがな)、住所、電話番号と確認した。応募者の年令と記入項目が未記入の応募作品の取り扱いについては、継続協議。

理由:名称の審査に必要な項目と、命名者に賞品等を贈ることを想定してあるため、これに必要な項目を記入項目とした。項目のうち、年令については、名称の選定とは直接関係ないので必要ないとの意見が出されたが、結論が出ないため継続協議とした。

応募者の資格は、制限を設けないことを確認した。

理由:住民の手作りによる合併を目指しているものの、名称に関しては、両町に関係のない第三者の方が客観的に全体を見ることができる。また、全国的・広域的に発信できる名称は、第三者の発案の方が期待できる。

応募条件として、ア「岸本町・溝口町の名称は使用しない」、イ「応募点数に制限を設けない」、ウ「漢字・ひらがら・カタカナで表記する」、エ「地域の地理的イメージ・歴史・文化、合併を記念したもの、町の将来のイメージなどから命名していただく」、オ「応募された名称の一切の権利は、岸本町・溝口町に帰属する」と確認した。

理由:ア 対等合併であることに配慮するため。

イ 一人1点に限定するという事例もあるが、応募後に応募作品よりも良い名称を発案することも有り得る。

ウ 昭和28年2月自治省行政課長回答に基づく。日本の文字でないものの使用は不相当とされている。

エ 基本的にはどのような名称でも応募可能であるが、公序良俗に反するような名称やふざけたような名称の応募を防止するため、目安として示すことにした。

オ 新町において自由に名称を使用するための基本的事項として明記するもの。

周知方法は、全世帯への募集チラシ・応募用紙の配布、小中学校への名称応募呼びかけ依頼、主要公共・民間施設への募集チラシ・応募用紙の配布、防災無線、ケーブルテレビ、協議会だより、町広報誌、マスコミへの記事掲載依頼によることを確認した。

理由:テレビ、テジオも考えられるが、コスト面から適当ではない。今後、他の方法が考えられる場合は、随時対応していく。

決定作品への賞品等は、採用された名称の応募者のみとすることを確認した。ただし、同一名称に複数の応募者があった場合は、賞品金額を人数で割り、全員に均等に賞品等を贈るものとすることを確認した。

理由:同一名称に複数の応募者があった場合に、賞品金額が小額になることを防ぐた

め、抽選といった方法も考えられるが、応募者の気持ちを考えると切るに忍びないことと、賞品等は金額ではなく気持ちの問題であると判断したため。

募集チラシデザインは継続協議とした。

理由：タイトルを「新町名称募集」としているが、もっとインパクトのあるものが良いという意見が大勢であったため。

提案事項

新町名称の選定方法について、先進地の事例及び留意事項について確認した。

(3) 第3回会議

開催日時 平成15年6月4日(水)午前8時57分～午前10時55分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 野坂委員長、入江副委員長、南葉委員、小谷委員、池田委員

オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

継続協議事項

ア 募集チラシ・応募用紙の設置場所は、2町の役場、2町の中央公民館、溝口町の日光・二部公民館、溝口町福祉センター、岸本町保健福祉センター、郵便局、銀行、JA、観光施設(大山ガーデンプレイス、榊水フィールドステーション、おにっ子ランド)とすることを確認した。

理由：両町にある同様な施設を基本とするが、溝口町の面積が広いことに配慮した。

イ 応募の際の記入項目に、年齢の項目を設けるが、審査の際には記入の有無を問わないことを確認した。

また、その他の項目についても、新町名称の記入があれば審査対象とすることを確認した。ただし、名称が採用されても応募者が特定できない時は、賞品は贈らないことを確認した。

理由：基本的に新町の名称さえ記載があれば審査は可能であり、応募者が不明でも、良いものは良いという意見で一致した。

ウ 募集チラシデザインは、「名前をつけて」というタイトルを採用することと、小学生用の分かり易いチラシを別に作ることを確認した。なお、小中学校への依頼は、教育長を通じて行い、小中学校で取りまとめていただき、事務局が回収することを確認した。

理由：小学校に名称の募集を依頼するに当り、低学年の小学生には、分かりにくい言葉が多いため配慮した。

協議事項

ア 名称の選定方法は、小委員会で1次絞込み、協議会で2次絞込み、住民アンケートで最終決定することを確認した。

理由:住民アンケートで2次絞込みを行い、協議会で最終決定という意見も出されたが、住民の意思を最大限尊重するということで、最終的に意見が一致した。

イ 名称の選定作業は、小委員会では20点を目安に絞込むことを確認した。

また、協議会での絞込み点数・選定作業の方法については、協議会に諮ることを確認した。

理由:小委員会で投票等を行った場合に、同点などにより絞込み点数を確定させることが困難な場合が予想されるため、絞込み点数については、必要があれば絞込み作業時に再度協議することとした。

また、小委員会を運営するに当たり、最終決定は協議会で行うと確認されている。

そのため、協議会での絞込みについては、小委員会で案を作成し、協議会に諮ることとした。

ウ 選定作業・結果の公開・非公開については、選定作業は非公開とし、結果は条件付で公表することを確認した。(公表は選定された名前のみとし、報道で名称を掲載する場合は、選定された名称全部を掲載するよう依頼する。)

理由:会議を公開することにより、住民アンケート前に一部の名称のみの報道や、特定の名称への委員の支持数が公表されることは、公正かつ公平なアンケートに支障を及ぼすと考えられるため。

2. 具体的な募集要項等

別紙2 募集チラシ・応募用紙のとおり



平成17年1月新町誕生予定 名前をつけて！

我輩は新町である。
名前はまだない。考えてね！

新しい町のかたち

募集しめきり 平成15年6月17日～7月31日(木)必着

応募できる人 どなたでも応募できます。



名前のつけかた

- (1)岸本町・溝口町の名前は使用できません。
- (2)漢字・ひらがな・カタカナで表記した名前にしてください。
- (3)地域の地理的なイメージ・特徴・歴史や文化にちなんだもの、合併を記念したもの、町の将来をイメージしたものなどで考えてください。
- (4)応募された作品に関する一切の権利は、岸本町・溝口町のものになります。採用された方には記念品をお贈りします。ふるってのご応募をお待ちしています。

応募のしかた

- (1)専用応募用紙、官製はがき、封書、ファクシミリ、Eメールでお送りください。
- (2)お一人何点でも応募できます。
- (3)専用応募用紙以外で応募の場合は、新町の名称と読み方(ふりがな)、名前の意味・理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入のうえ、お送りください。

応募用紙・応募箱設置場所	
岸本町	溝口町
役場窓口、協議会事務局、保健福祉センター、中央公民館、岸本郵便局、八郷郵便局、大山ガーデンプレイス、山陰合同銀行岸本支店、鳥取銀行岸本支店、JA岸本町支所・八郷支所	役場窓口、福祉センター、中央公民館、二部公民館、日光公民館、おにっ子ランド、溝口郵便局、遊学館、榊水フィールドステーション、鳥取銀行溝口支店、米子信用金庫溝口支店、山陰合同銀行溝口出張所、JA溝口町支所

あて先・お問い合わせ先

- (1)郵送 〒689-4133 西伯郡岸本町吉長37番地3 (岸本町役場内)
岸本町・溝口町合併協議会事務局 新町名前係 電話 (0859)68-4662
- (2)ファクシミリ (0859)68-4663 (岸本町・溝口町合併協議会事務局)
- (3)Eメール gappeikyo@town.kishimoto.net

岸本町・溝口町合併協議会

新町命名応募用紙

新町の名前	応募された方の住所
使える文字は漢字・カタカナ・ひらがなです。 フリガナ() 町	〒
名前の意味・理由	応募された方の名前等
	フリガナ() お名前 (才) 電話番号

切り取り線

新町命名応募用紙

新町の名前	応募された方の住所
使える文字は漢字・カタカナ・ひらがなです。 フリガナ() 町	〒
名前の意味・理由	応募された方の名前等
	フリガナ() お名前 (才) 電話番号

切り取り線

新町命名応募用紙

新町の名前	応募された方の住所
使える文字は漢字・カタカナ・ひらがなです。 フリガナ() 町	〒
名前の意味・理由	応募された方の名前等
	フリガナ() お名前 (才) 電話番号

切り取り線

協議案第1号

岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針（まちづくり計画策定体制）の
一部改正について

岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針（まちづくり計画策定体制）の一部を別
紙のとおり改正する。

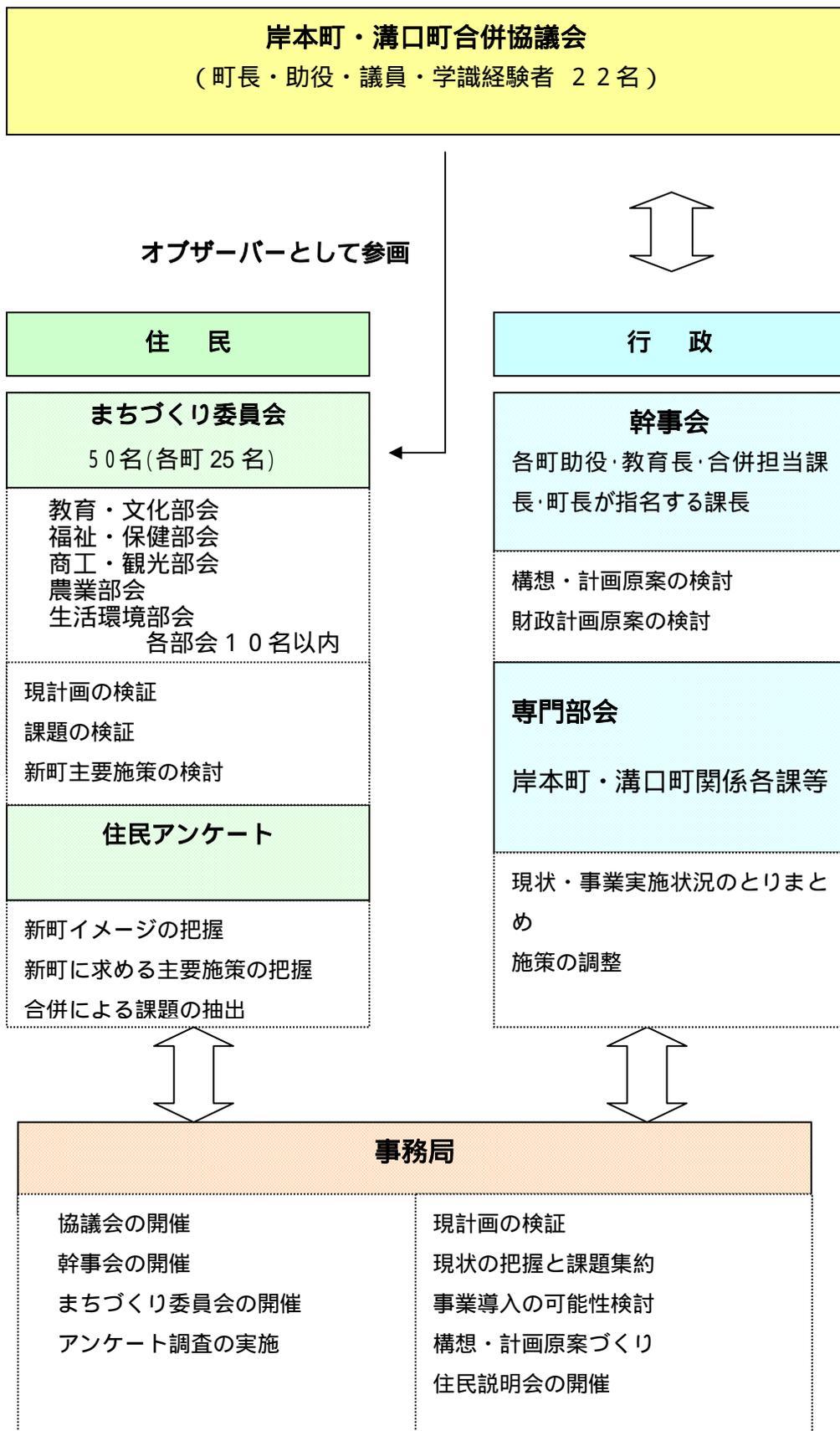
平成15年6月24日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新旧対照表

現 行	改正後																														
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住 民</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">まちづくり委員会 40名(各町20名)</td> </tr> <tr> <td>教育・文化部会</td> <td style="text-align: right;">8名</td> </tr> <tr> <td>福祉・保健部会</td> <td style="text-align: right;">8名</td> </tr> <tr> <td>商工・観光部会</td> <td style="text-align: right;">8名</td> </tr> <tr> <td>農業部会</td> <td style="text-align: right;">8名</td> </tr> <tr> <td>生活環境部会</td> <td style="text-align: right;">8名</td> </tr> </table>	住 民		まちづくり委員会 40名(各町20名)		教育・文化部会	8名	福祉・保健部会	8名	商工・観光部会	8名	農業部会	8名	生活環境部会	8名	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住 民</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">まちづくり委員会 50名(各町25名)</td> </tr> <tr> <td>教育・文化部会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉・保健部会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工・観光部会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業部会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活環境部会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">各部会10名以内</td> </tr> </table>	住 民		まちづくり委員会 50名(各町25名)		教育・文化部会		福祉・保健部会		商工・観光部会		農業部会		生活環境部会		各部会10名以内	
住 民																															
まちづくり委員会 40名(各町20名)																															
教育・文化部会	8名																														
福祉・保健部会	8名																														
商工・観光部会	8名																														
農業部会	8名																														
生活環境部会	8名																														
住 民																															
まちづくり委員会 50名(各町25名)																															
教育・文化部会																															
福祉・保健部会																															
商工・観光部会																															
農業部会																															
生活環境部会																															
各部会10名以内																															

別紙1 まちづくり計画策定体制



岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査について

岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査を別紙のとおり実施する。

平成15年6月24日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査

調査実施についてお願い

岸本町と溝口町は、地方分権や少子高齢化社会などに対応しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを行うため、平成17年1月の合併を目指しています。

その基本方針である「岸本町・溝口町合併まちづくり計画」に合併新町への期待、要望などみなさまの意向を反映させるため、このまちづくりアンケートを実施させていただきます。

ご多忙とは思いますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

平成15年7月

岸本町・溝口町合併協議会 会長 河合 勝

～調査表の記入と回収の方法について～

この調査は無記名調査です。

この調査は、平成15年4月現在で岸本町、溝口町に住所がある15歳以上の方の中から4000人を無作為に抽出し実施します。

各設問に対する答えは、**該当する番号を** で囲んでください。

はじめからおわりまで、**必ずあなた自身のお考えでお答えください。**

調査表のご記入が終わりましたら、下記の期日までに別添の返信用封筒に入れて、お近くの郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

【提出期限】平成15年7月25日（金）

調査表についてご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

岸本町・溝口町合併協議会事務局

電話：68-4662 FAX：68-4663

Eメール：gappeikyo@town.kishimoto.net

<p>5 まちづくり重要施策 合併後のまちづくりにどのような施策が重要だと思いますか (3つまでを選んで)</p>	<p>1. 道路網の整備 2. 交通安全対策 3. 公共交通の充実 4. インターネット・ケーブルテレビなどの情報化 5. 防災対策 6. 環境の保全とエネルギー対策 7. 上下水道の整備 8. 公園の整備 9. 住宅地の整備・開発や市街化区域の整備 10. 農林業の振興</p>	<p>11. 商工業の振興 12. 観光の振興 13. 雇用の場の確保 14. 健康づくりの推進 15. 医療の充実 16. 高齢者等の福祉の充実 17. 保育所・子育て支援の充実 18. 学校教育の充実 19. 生涯学習の推進 20. 文化財等の保存・活用 21. 集落・住民活動の支援 22. 情報公開や住民意見の聴取 23. その他(具体的に)</p>
<p>6 合併の効果 合併した場合にどのようなことが特に期待できると思いますか (2つまでを選んで)</p>	<p>1. 職員の配置等により高度で専門的な行政サービスが提供できる 2. 町独自の政策を進めることができる 3. 予算規模が拡大し、重点的な投資ができる 4. 職員・議員の減少によって経費の削減を図ることができる 5. 公共施設の有効利用が可能となる 6. 地方分権への対応が十分にできる 7. 公共料金が安くなり、住民負担が減る 8. 両町の地域資源が連携し、イメージアップにつながる 9. その他(具体的に:)</p>	
<p>7 合併の不安 合併した場合にどのようなことが特に心配ですか (2つまでを選んで)</p>	<p>1. 合併後、役場が遠くなり不便になる 2. 合併後、役場中心地域と周辺地域で格差が生じる 3. 区域が広くなり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなる 4. 職員・議員数が減少し、住民の意見が行政に反映されにくくなる 5. 公共料金が高くなり、住民負担が増える 6. 昔から続いている文化や伝統などの地域性や個性がなくなる 7. 住民の連帯感(つながり)が薄れ、地域の活力が低下する 8. 旧町意識が解消できず、地域エゴがなくなる 9. その他(具体的に:)</p>	
<p>8 自由意見 合併や合併後のまちづくりについてのご意見をご自由にお書きください。</p>		

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封の封筒でご返送ください。